

○青山学院大学学費納付規則

(2018年2月22日理事会承認)

改正 2019年2月21日 2020年3月26日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第50条の2から第50条の6まで及び第52条から第56条の2までの規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)における検定料及び学費に関して、入学検定料の減免、学費の減免、学費の納付手続、休学する者等の学費、修業年限を超えて在籍する者の学費その他必要な取扱いを定め、あわせて、本学が関係団体に代わって徴収する諸会費及びその納入に関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 入学検定料 学則第48条に規定する入学検定料をいう。
- (2) 学費 学則第50条に規定する学費をいう。

第2章 入学検定料

(入学検定料の減免)

第3条 本学に入学を志願する者(以下「志願者」という。)が次の各号に規定する入学試験を受験する場合は、その入学試験に係る入学検定料を当該各号に規定するとおり減免するものとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

- (1) 大学入試センター試験利用入学試験 2分の1相当額を減額
- (2) 全国児童養護施設推薦入学試験 免除

2 前項に規定するもののほか、学長は、被災等をした志願者を支援する必要があると認める場合は、学部長会の意見を聴いた後、本学が行う入学試験の入学検定料を減免することができる。

第3章 学費

(学費)

第4条 学生に適用する学費の金額は、当該学生の所属する学部、入学年度及び年次に応じて、学則別表3の1又は3の2に規定するとおりとする。

2 学則第50条第1項第2号から第5号までに規定する学費は、前期分及び後期分に区分し、その金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前期分 年額の2分の1相当額
- (2) 後期分 年額と前期分の差額

(入学申込金)

第5条 学則第24条第1項に規定する入学手続時(以下「入学手続時」という。)における学費の延納を認めている場合には、当該延納を希望する者は、入学の意思を確認するものとして入学申込金を納付した後に、学費を納付することができる。この場合において、入学申込金は、入学金相当額とし、学費を納付する際に入学金に充当する。
(入学年度における学費の納付手続等)

第6条 入学年度に納付する学費は、次に規定するとおりとする。

(1) 入学手続時に納付する学費 次に規定するもの

イ 入学金

ロ 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

(2) 本学が指定する期日までに納付する学費 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、入学手続時に在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の年額を一括して納付することができる。

(在学中における学費の納付手続等)

第7条 本学に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本学が指定する期日までに納付する学費は、次に規定するとおりとする。

(1) 前期に係る学費(以下「前期分学費」という。) 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

(2) 後期に係る学費(以下「後期分学費」という。) 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期分学費の納付時に在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の年額を一括して納付することができる。

(学費の延納、減免等)

第8条 第6条第1項第2号又は前条第1項各号の規定にかかわらず、同号に規定する学費については、本学が指定する期日までに所定の願い出を行った場合で、学長がこれを許可したときは、延納をすることができる。この場合において、延納を許可された者は、本学が指定する期日までに、前段の学費を納付しなければならない。

2 次の各号に規定する者が納付する学費のうち当該各号に規定する学費を減免するものとする。

(1) 学則第25条の規定により、青山学院女子短期大学を卒業後、本学に編入学した者 入学金の全部

(2) 学則第26条の規定により、転学部又は転学科した者 入学金の全部

3 前項各号に規定する以外の学費の減免については、別に定める規則による。

(諸会費)

第9条 学生は、諸会費を納入しなければならない。

2 諸会費とは、次に規定するものをいう。

- (1) 学友会費
 - (2) 後援会費
 - (3) 校友会費
 - (4) 学会費
- 3 本学は、青山学院大学学友会、青山学院大学後援会、青山学院校友会及び本学の学部学科において設置する各学会(以下「関係団体」という。)に代わって、諸会費を徴収するものとする。
- 4 諸会費の金額は、別表のとおりとする。ただし、関係団体において金額を改定した場合は、本文の規定にかかわらず、改定後の金額を適用する。
- 5 第2項第1号、第2号及び第4号に規定する諸会費は、前期分及び後期分に区分し、その金額は、次の各号のとおりとする。
- (1) 前期分 年額の2分の1相当額
 - (2) 後期分 年額と前期分の差額
- 6 入学年度に納入する諸会費は、次に規定するとおりとする。ただし、関係団体において特段の取扱いを定めているものについては、この限りでない。
- (1) 入学手続き時に納入する諸会費 次に規定するもの
 - イ 校友会費
 - ロ 学友会費、後援会費及び学会費の前期分
 - (2) 本学が指定する期日までに納入する諸会費 学友会費、後援会費及び学会費の後期分
- 7 本学に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本学が指定する期日までに納入する諸会費は、次に規定するとおりとする。ただし、関係団体において特段の取扱いを定めているものについては、この限りでない。
- (1) 前期に係る諸会費 学友会費、後援会費及び学会費の前期分
 - (2) 後期に係る諸会費 学友会費、後援会費及び学会費の後期分
(単位不足により第4年次に留年した者の学費及び諸会費)
- 第10条 単位不足により第4年次に留年した者(以下「単位不足留年者」という。)は、学則別表3の1に規定する単位不足留年者の入学年度に定められた第4年次の在籍基本料、授業料、施設設備料(2015年度以前に入学した者を除く。以下この条において同じ。)及び教育活動料を納付する。
- 2 前項の授業料の前期分及び後期分は、次の各号に規定する学期の区分及び履修申請単位数に応じて、当該各号に規定するとおりとする。
- (1) 前期分
 - イ 前期科目及び通年科目の履修申請単位数が8単位を超える場合 授業料の前期分

ロ 前期科目及び通年科目の履修申請単位数が8単位を超えない場合 授業料年額の4分の1相当額(以下「基準となる授業料」という。)と前期科目及び通年科目に係る受講料の合計額

(2) 後期分

イ 後期科目の履修申請単位数が8単位を超える場合 授業料の後期分

ロ 後期科目の履修申請単位数が8単位を超えない場合 基準となる授業料と後期科目に係る受講料の合計額

3 前項第1号ロ及び第2号ロに規定する受講料は、単位不足留年者の入学年度に応じ、学則別表3の4に規定する単位料に履修申請単位数を乗じた金額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、単位不足留年者で第2項第1号ロ又は第2号ロに該当するものは、教育活動料の納付を要しない。

5 単位不足留年者の諸会費の納入については、第9条の規定を適用する。この場合において、単位不足留年者は、当該者の入学年度に定められた第4年次の諸会費を納入する。

(卒業延期者の学費及び諸会費)

第11条 卒業の延期を許可された者(以下「卒業延期者」という。)の学費及び諸会費については、前条の規定を適用する。この場合において、「単位不足により第4年次に留年した者(以下「単位不足留年者」という。)」及び「単位不足留年者」とあるのは「卒業延期者」と読み替える。

(休学以外の理由で第4年次以外の年次において留年した者の学費及び諸会費)

第12条 休学以外の理由で第4年次以外の年次において留年した者の学費は、その者が在籍する年次に適用する学費とする。

2 前項に規定する者の諸会費については、第9条の規定を適用する。

(休学する者の学費及び諸会費)

第13条 休学する者は、休学する年度に応じて、次項又は第3項に規定する学費を納付しなければならない。

2 学生が本学に入学した年度に休学する場合の、休学中の学費は、次の各号に規定する休学期間に応じて、当該各号のとおりとする。

(1) 前期に休学する場合

イ 在籍基本料 前期分

ロ 授業料 前期分の2分の1相当額

(2) 後期に休学する場合

イ 在籍基本料 後期分

ロ 授業料 後期分の2分の1相当額

3 学生が本学に入学した年度以外の年度に休学する場合の、休学中の学費は、次の各号に規定する休学期間に応じて、当該各号のとおりとする。

(1) 前期に休学する場合 在籍基本料の前期分

(2) 後期に休学する場合 在籍基本料の後期分

4 休学中である者の諸会費の納入については、第9条の規定を適用しない。

(復学した者の学費及び諸会費)

第14条 復学した者は、復学した者の入学年度及び復学する年次に規定する学費を納付しなければならない。

2 復学した者の諸会費は、前項の規定を準用する。

(退学する者の学費及び諸会費)

第15条 退学する者は、退学の願い出の手續と同時に、退学期日を含む学期までに係る学費の全額を納付しなければならない。

2 退学する者の諸会費は、前項の規定を準用する。

(懲戒を受けた者の学費及び諸会費)

第16条 年度の中で学則第62条に規定する懲戒を受けて退学となった者は、退学期日を含む学期までに係る学費の全額を納付しなければならない。

2 懲戒を受けて停学となった者は、停学期間中に係る学費の全額を納付しなければならない。

3 懲戒を受けた者の諸会費は、前2項の規定を準用する。

(再入学した者の学費及び諸会費)

第17条 再入学した者は、再入学した年度を当該者の入学年度とみなし、当該入学年度に応じ、学則別表3の1に規定する学費を納付しなければならない。この場合において、再入学した者は、当該者が再入学を許可された年次にかかわらず、再入学した年度にあっては学則別表3の1の年次の欄の第1年次に規定する学費を、当該年度の翌年度以降にあっては同表の年次の欄の第2年次以降に規定する学費を納付しなければならない。

2 前項後段の規定にかかわらず、再入学した者が、単位不足留年者となった場合は、当該者が初めて4年次生となった際に適用された学則別表3の1の年次の欄の該当する年次の学費を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、再入学した者の入学金は、同項の規定により適用される入学金の2分の1相当額とする。

4 再入学した者の諸会費については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「学費」とあるのは「諸会費」と、「学則別表3の1」とあるのは「別表」と読み替える。

(編入学、転学部又は転学科した者の学費及び諸会費)

第18条 編入学をした者は、編入学をした年度を当該者の入学年度とみなし、当該入学年度に応じ、学則別表3の1に規定する学費を納付しなければならない。この場合において、編入学をした者は、当該者が編入学を許可された年次にかかわらず、編入学を

した年度にあつては学則別表3の1の年次の欄の第1年次に規定する学費を、当該年度の翌年度以降にあつては同表の年次の欄の第2年次以降に規定する学費を納付しなければならない。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、編入学をした者が、単位不足留年者となった場合は、当該者が初めて4年次生となった際に適用された学則別表3の1の年次の欄の該当する年次の学費を適用する。
- 3 転学部又は転学科(以下「転学部等」という。)をした者は、当該者が転学部等を許可された年次に在学する他の学生(過年度に留年した者を除く。)の入学年度を当該者の入学年度とみなし、当該入学年度に応じ、学則別表3の1に規定する学費を納付しなければならない。
- 4 編入学をした者の諸会費については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「学費」とあるのは「諸会費」と、「学則別表3の1」とあるのは「別表」と読み替える。
- 5 転学部又は転学科をした者の諸会費については、第4項の規定を準用する。この場合において、「学費」とあるのは「諸会費」と、「学則別表3の1」とあるのは「別表」と読み替える。

(既納の学費及び諸会費の取扱い)

第19条 年間の学費を一括納付した者で、前期のみ在学して卒業するもの又は所定の期日までに休学若しくは退学を願い出たものについては、既に納付された学費(入学金を除く。)の一部又は所定の学費との差額分を返還する。

- 2 前項に規定するもののほか、学生又はその保証人から、やむを得ない特段の事情があると理由を付して求めがあり、学長がこれを認める場合は、既に納付された学費の一部又は全部を返還することができる。
- 3 既に納入された諸会費の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

第4章 教職課程料及び資格課程料

(教職課程料)

第20条 教職課程を申請する者は、申請年度ごとに所定の期日までに、学則別表3の2第1号に規定する教職課程料を納付しなければならない。

- 2 第17条及び第18条に規定する者で教職課程を申請するものは、当該者が再入学又は編入学を許可された年次に在学する他の学生(過年度に留年した者を除く。)の入学年度を当該者の入学年度とみなし、前項の規定により、学則別表3の2第1号に規定する教職課程料を納付しなければならない。

(資格課程料)

第21条 司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員(以下「各種資格」という。)の取得を申請する者は、次の区分に応じて、当該各号に規定する納付方法により、所定の期日までに、学則別表3の2第2号に規定する資格課程料を納付しなければならない。

- (1) 2014年度以前入学者 各種資格の取得を申請する年度ごとに、学則別表3の2第2号に規定する入学年度の欄に応じて各資格の項に規定する金額を納付する。
 - (2) 2015年度以降入学者 3年次又は4年次のいずれかの年次のうち初めて各種資格の取得を申請した年次に、学則別表3の2第2号に規定する入学年度の欄に応じて各資格の項に規定する金額を納付する。
- 2 第17条及び第18条に規定する者で各種資格の取得を申請するものは、当該者が再入学又は編入学を許可された年次に在学する他の学生(過年度に留年した者を除く。)の入学年度を当該者の入学年度とみなし、前項の規定により、学則別表3の2第2号に規定する入学年度の欄に応じて各資格の項に規定する金額を納付しなければならない。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生の学費及び諸会費)

第22条 学則第46条に規定する外国人留学生については、学則第48条から第56条の2までの規定及びこの規則を適用する。ただし、特に定めのある場合については、この限りでない。

- 2 青山学院大学外国人留学生規則第5条に規定する交換留学生の学費及び諸会費は、別に定める。

第6章 科目等履修生の学費

(科目等履修生の学費)

第23条 学則第45条に規定する科目等履修生は、次項から第4項までの規定により、学費を納付しなければならない。ただし、科目等履修生で青山学院高等部に在学する生徒については、この限りでない。

- 2 科目等履修生で単位の授与を必要とする者は、学則別表3の3に規定する単位を必要とする者の欄に応じて各学部の項に規定する科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。
- 3 当該科目等履修生が本学の大学院に在学中の者で教職課程科目等履修生である場合は、単位の授与の必要の有無にかかわらず、学則別表3の3に規定する単位を必要としない者の欄に応じて各学部の項に規定する科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を当該者は納付しなければならない。
- 4 科目等履修生で単位の授与を必要としない者は、学則別表3の3に規定する単位を必要としない者の欄に応じて各学部の項に規定する科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。
- 5 科目等履修生は、前3項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第7章 委託特別聴講学生の学費

(委託特別聴講学生の学費)

第24条 学則第45条の2に規定する委託特別聴講学生は、次項の規定により、学費を納付しなければならない。

2 委託特別聴講学生の学費は、学則第45条の2に規定する単位互換協定に定めるところによる。

第8章 補則

(所管)

第25条 この規則は、庶務部が所管する。

(改廃手続)

第26条 この規則の改廃は、学部長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2019年2月21日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年3月26日)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

[別紙参照]